

一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人練馬みどりの機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、事業の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 機構の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該機構が保有している個人情報をいう。
- (3) 区民等 機構により個人情報が保有されている区民および区民以外の者をいう。
- (4) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。

(機構等の責務)

第3条 機構は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 機構の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適正収集)

第4条 機構は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により本人から直接収集しなければならない。

(本人以外のものからの収集)

第5条 機構は、前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令および条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 練馬区その他の行政機関が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(要注意情報の収集禁止)

第6条 機構は、つぎに掲げる事項（以下「要注意情報」という。）に係る個人情報を、収集してはならない。

- (1) 思想、信条および宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 機構は、前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、要注意情報に係る個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができない場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(収集に際しての利用目的の通知等)

第7条 機構は、個人情報を収集した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表しなければならない。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項について同じ。）に記載された当該本人の個人情報を収集する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 機構は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。

4 前3項の規定は、つぎに掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該機構の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 練馬区その他の行政機関が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第8条 機構は、保有個人情報取扱事務に係る目録を作成して公表し、かつ一般の閲覧に供しなければならない。ただし、機構の職員または職員であった者に係る事務については、この限りでない。

2 機構は、保有個人情報に関し、つぎに掲げる事項について、本人に知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 当該保有個人情報を取り扱う組織の名称
- (2) すべての保有個人情報の利用目的
- (3) 開示の申出、訂正の申出、利用停止の申出に応じる手続（費用の負担に関し定めたときは、

その負担の額を含む。)

(4) 保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
(適正管理)

第9条 機構は、保有個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、つぎに掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。

2 機構は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、これを速やかに廃棄し、または消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要のあるものについては、この限りでない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第10条 機構は、保有個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(職員の研修)

第11条 機構は、個人情報を収集または保有個人情報を管理もしくは利用する職員に対し、個人情報の保護に関し必要な知識を付与し、意識の向上を図るため研修を行わなければならない。

(委託等に係る措置)

第12条 機構は、個人情報を取り扱う事務を委託（業務の委託、請負契約の締結、派遣労働者の受入れその他の名称のいかんを問わず機構がその権限に属する事務事業の全部または一部の処理を機構以外のものに依頼することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その委託契約等において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第13条 機構から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止し、適正な管理および安全の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事する者または従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、または当該受託事務以外の目的に使用してはならない。

(練馬区が保有する個人情報に係る受託等に伴う措置)

第14条 機構は、練馬区が保有する個人情報を取り扱う事務を受託しようとするとき（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として公の施設の管理を行うときを含む。）は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(適正利用)

第15条 機構は、保有個人情報を、当該個人情報を取り扱う事務の目的に則して適正に利用しなければならない。

(第三者提供)

第16条 機構は、本人の同意を得た場合は、保有個人情報を機構以外のものへ提供（以下「第三者提供」という。）することができる。

2 前項に定める場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当するときは、本人の同意を得ないで第三者提供をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 練馬区その他の行政機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 機構は、前項の規定により第三者提供をするときは、本人および第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

4 機構は、第三者提供をしたときは、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

5 機構は、第三者提供するときは、第三者提供を受けるものに対し、提供に係る保有個人情報の使用目的もしくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、またはその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

(第三者提供の制限)

第 17 条 機構は、第三者に提供される保有個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される保有個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、つぎに掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態にいるときは前条第 3 項の規定にかかわらず、当該保有個人情報を第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される保有個人情報の記録項目
- (3) 第三者への提供の手段または方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される保有個人情報の第三者への提供を禁止すること。

2 機構は、前項第 2 号または第 3 号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(電子計算組織の結合)

第 18 条 機構は、保有個人情報を提供し、または個人情報の提供を受けるため、機構の電子計算組織と機構以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合するときは、個人情報について必要な保護措置を図らなければならない。

2 機構は、前項の規定により、機構の電子計算組織と機構以外のものの電子計算組織とを結合したときは、本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

3 機構は、第 1 項の規定による結合をした場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、提供先等に対して調査を行い、必要に応じて報告を求めるものとする。

- (1) 提供する保有個人情報または提供を受ける個人情報について、漏えい、改ざん等が行われ、または行われるおそれがあるとき。
- (2) 提供した保有個人情報について提供する目的の範囲を超えて利用もしくは提供が行われ、または行われるおそれがあるとき。
- (3) 事故、災害等が発生した場合で、保有個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため必要と認めるとき。

4 機構は、前項に規定する調査または報告の結果に基づき必要があると認めるときは、第 1 項

の規定による結合の一時中断等提供する保有個人情報および提供を受ける個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

(開示の申出ができる者)

第 19 条 何人も、機構に対し、機構が保有する自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の申出（以下「開示の申出」という。）をすることができる。

2 未成年または成年被後見人の法定代理人または開示の申出をすることにつき本人が委任した代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示の申出をすることができる。

(開示の申出の方法)

第 20 条 前条の規定に基づき開示の申出をしようとする者は、機構に対して、つぎに掲げる事項を記載した開示申出書を提出しなければならない。

- (1) 開示の申出をしようとする者の氏名および住所
- (2) 開示の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 開示の申出をしようとする者は、機構に対して、自己が当該開示の申出に係る保有個人情報の本人またはその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 機構は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示の申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることとし、開示申出者が補正を行わない場合には、当該開示の申出に応じないことができる。

(開示の申出に対する決定)

第 21 条 機構は、開示の申出があった日の翌日から起算して 15 日以内に、開示申出者に対して、開示の申出に係る保有個人情報の全部もしくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）または開示しない旨の決定（第 27 条の規定により開示の申出を拒否するときおよび開示の申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 機構は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 機構は、やむを得ない理由により、第 1 項に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、開示の申出があった日の翌日から 30 日（次条の規定により第三者に対する意見を述べる機会を与えたときは 60 日）を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、機構は、速やかに延長後の期間および延長の理由を開示申出者に書面により通知しなければならない。

4 機構は、第 1 項の規定により開示の申出に係る保有個人情報の全部または一部を開示しないときは、開示申出者に対し、第 2 項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定および当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 機構は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に機構以外のものとの間における協議、協力等により作成し、または取得した個人情報があるときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

(第三者に対する意見を述べる機会の付与)

第 22 条 機構は、開示の申出に係る保有個人情報に機構および開示の申出者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に、意見を述べる機会を与えるものとする。

(開示の方法)

第 23 条 保有個人情報の開示は、機構が第 21 条第 2 項の規定による通知書により指定する日時および場所において行う。この場合において、開示申出者は、機構に対し、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人またはその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で別に定めるものを提出し、または提示しなければならない。なお、本人が委任した代理人による開示の申出に対して、本人のみに開示することを妨げない。

- 2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図面または写真に記録されているときは閲覧または写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴または写しの交付により、電磁的に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等で別に定める方法により行う。
- 3 機構は、開示の申出に係る保有個人情報が記録された文書等を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された文書等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された文書等の写しにより開示することができる。

(保有個人情報の開示義務)

第 24 条 機構は、開示の申出があったときは、開示の申出に係る保有個人情報につき各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示申出者(第 19 条第 2 項の規定により未成年者または成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示の申出をする場合にあつては、当該本人をいう。次号および第 3 号ならびに第 25 条第 2 項において同じ。)の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示申出者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、つぎに掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定によりまたは慣行として開示申出者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15

年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員および職員をいう。) および機構の役職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等および役職員の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(練馬区および機構自身を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報または開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、つぎに掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、または生じるおそれがある危害から人の生命、身体または健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、または生じるおそれがある支障から区民の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ アまたはイに掲げる情報に準じる情報であつて、開示することが公益上特に必要であると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、自由もしくは財産の保護または犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
- (5) 機構ならびに国、独立行政法人等、練馬区、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれまたは不当に区民の間に著しい混乱を生じさせるおそれがあるもの
- (6) 機構が行う事務または事業に関する情報であつて、開示することにより、つぎに掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 検査または試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、機構、国、独立行政法人等、練馬区、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (7) 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報

(一部開示)

第 25 条 機構は、開示の申出に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示の申出に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報(開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の特定の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除

いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第 26 条 機構は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第 24 条第 7 号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 27 条 開示の申出に対し、当該開示の申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、機構は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の申出を拒否することができる。

(訂正の申出ができる者)

第 28 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、機構に対し、その訂正の申出をすることができる。

2 第 19 条第 2 項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正の申出の方法)

第 29 条 前条の規定に基づき訂正の申出をしようとする者は、機構に対して、つぎに掲げる事項を記載した訂正申出書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の申出をしようとする者の氏名および住所
- (2) 訂正の申出をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 訂正の申出をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならない。

3 第 20 条第 2 項および第 3 項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正義務)

第 30 条 機構は、訂正の申出があった場合において、当該訂正の申出に理由があると認めるときは、当該訂正の申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正の申出に対する決定)

第 31 条 機構は、訂正の申出があった日から起算して 20 日以内に、必要な調査を行い、訂正の申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対して、訂正の申出に係る保有個人情報を訂正する旨または訂正しない旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしなければならない。ただし、第 29 条第 3 項において準用する第 20 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 機構は、前項の規定による訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正の申出に係る保有個人情報を訂正した上、訂正申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 機構は、第 1 項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 機構は、第 1 項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第 21 条第 3 項および第 5 項の規定は、訂正決定について準用する。

(利用停止の申出ができる者)

第 32 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がつぎの各号のいずれかに該当すると認めるときは、機構に対し、当該各号に定める措置の申出（以下「利用停止の申出」という。）をすることができる。

(1) 第 4 条または第 5 条もしくは第 6 条の規定に違反して収集されたとき、または第 15 条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止または消去

(2) 第 16 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第 19 条第 2 項の規定は、利用停止の申出について準用する。

(利用停止の申出の方法)

第 33 条 前条の規定に基づき利用停止の申出をしようとする者は、機構に対して、つぎに掲げる事項を記載した利用停止申出書を提出しなければならない。

(1) 利用停止の申出をしようとする者の氏名および住所

(2) 利用停止の申出をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止の申出の趣旨および理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 第 20 条第 2 項および第 3 項の規定は、利用停止の申出について準用する。

(利用停止義務)

第 34 条 機構は、利用停止の申出があった場合において、当該利用停止の申出に理由があると認めるときは、機構における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の申出に係る保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障をおよぼすおそれがある場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止の申出に対する決定)

第 35 条 機構は、利用停止の申出があった日から起算して 20 日以内に、必要な調査を行い、利用停止の申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対して、利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止をする旨または利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第 33 条第 2 項において準用する第 20 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 機構は、前項の規定による利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の申出に係る保有個人情報の利用停止をした上、利用停止申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨の通知をしなければならない。

3 機構は、第 1 項の規定による利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止申出者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 機構は、第 1 項の規定による利用停止をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第 21 条第 3 項および第 5 項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(費用の負担)

第 36 条 第 23 条の規定により保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別に

定めるところにより費用の負担を求める。

(苦情の処理)

第 37 条 機構は、機構の個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 機構は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(異議の申出)

第 38 条 開示申出者、訂正申出者または利用停止申出者は、機構がした開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について不服があるときは、機構に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内になしなければならない。

3 第 1 項の異議申出があった場合は、機構は、当該異議申出の対象となった開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

4 前項の回答に係る決定は、異議申出が第 2 項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものを除き、原則として、一般財団法人練馬みどりの機構情報公開および個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で行うものとする。

5 審査会は、機構に置くものとし、その組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、異議の申出の都度、審査会を置くことを妨げない。

(他の制度との調整)

第 39 条 この規程は、法令等の規定により開示等の申出その他これに類する申出に係る手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第 40 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

受付番号

自己情報開示申出書

年 月 日

一般財団法人練馬みどりの機構 様

住 所
氏 名
電話番号

一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第20条第1項の規定に基づき、つぎのとおり申し出ます。

申出の区分	<input type="checkbox"/> 開示 【 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望） 】
申出の内容	<p>※ 申出しようとする個人情報が特定できるように具体的に記入してください。</p> <p>※ 申出者が代理人の場合 本人の住所 本人の氏名</p> <p>(注)代理人による申出の場合は、代理人本人を証する書類および代理権を有することを証する書類を提示し、または提出してください。</p>
申出の趣旨・理由	

以下は処理欄ですので、記入しないでください。

本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）																		
代理人の確認	<input type="checkbox"/> 代理権を証する書類 <input type="checkbox"/> 代理人本人を証する書類（ ）																		
決定区分	<input type="checkbox"/> 開示申出（全部・一部・非開示・不存在）																		
処 理 経 過	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">諾否決定</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">年</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">月</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">日</td> <td style="width: 10%; padding: 2px;">写しの代金</td> <td style="width: 5%; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">通知発送</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> <td style="padding: 2px;">郵送料</td> <td style="padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">開示等</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	諾否決定	年	月	日	写しの代金	円	通知発送	年	月	日	郵送料	円	開示等	年	月	日		
諾否決定	年	月	日	写しの代金	円														
通知発送	年	月	日	郵送料	円														
開示等	年	月	日																

自己情報開示決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の開示の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第21条第1項の規定により、つぎのとおり自己情報の全部を開示することを決定したので通知します。

申出の内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴
開示の日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
開示の場所	
備 考	

- 【注意】
- 1 窓口で開示を受けるときは、この通知書とご本人であることを証明できる書類を必ず提示してください。
 - 2 上記の日時に来られないときは、あらかじめご連絡ください。

自己情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の開示の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第21条第1項の規定により、つぎのとおり自己情報の一部を開示することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に練馬みどりの機構に対して、異議の申出をすることができます。

申出の内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴
開示の日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
開示の場所	
申出に応じられない部分および理由	一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第24条第 号に該当
備考	

- 【注意】**
- 1 窓口で開示を受けるときは、この通知書とご本人であることを証明できる書類を必ず提示してください。
 - 2 上記の日時に来られないときは、あらかじめご連絡ください。

自己情報非開示決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の開示の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 21 条第 1 項の規定により、つぎのとおり自己情報の全部を開示しないことと決定したので通知します。

なお、この決定（ただし、全部開示を除く。）に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に練馬みどりの機構に対して、異議の申出をすることができます。

申出の内容	
開示をしない理由	一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 24 条第 号に該当
備 考	

決 定 期 間 延 長 通 知 書

（自己情報開示申出）

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の開示の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 21 条第 3 項の規定により、つぎのとおり開示決定等の期間を延長しますので通知します。

申出の区分	<input type="checkbox"/> 開示 （ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴 ）
申出の内容	
決定延長期間	年 月 日 まで
延長する理由	
備 考	

受付番号

自己情報訂正申出書

年 月 日

機構法人練馬みどりの機構 様

住 所
氏 名
電話番号

一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 29 条第 1 項の規定に基づき、つぎのとおり申し出ます。

申出の区分	訂正
申出の内容 ※ 申出しようとする個人情報が特定できるように具体的に記入してください。 ※ 訂正の申出をされる場合は、その内容を証明する書類等を添付してください。	※ 申出者が代理人の場合 本人の住所 本人の氏名 (注)代理人による申出の場合は、代理人本人を証する書類および代理権を有することを証する書類を提示し、または提出してください。
申出の趣旨・理由	

以下は処理欄ですので、記入しないでください。

本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
代理人の確認	<input type="checkbox"/> 代理権を証する書類 <input type="checkbox"/> 代理人本人を証する書類（ ）					
決定区分	<input type="checkbox"/> 訂正の申出					
処理経過	諾否決定	年	月	日	写しの代金	円
	通知発送	年	月	日	郵送料	円
	開示等	年	月	日		

自己情報訂正決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の訂正の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第31条第1項の規定により、つぎのとおり訂正することを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に練馬みどりの機構に対して、異議の申出をすることができます。

申出の内容	
訂正する内容	
一部訂正とする理由（一部訂正を行うときのみ記入）	
備 考	

自己情報非訂正決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の訂正の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 31 条第 1 項の規定により、つぎのとおり訂正しないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に練馬みどりの機構に対して、異議の申出をすることができます。

申出の内容	
訂正をしない理由	
備 考	

決 定 期 間 延 長 通 知 書

（自己情報訂正申出）

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付で受け付けた自己情報の訂正の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 31 条第 5 項で準用する同規程第 21 条第 3 項の規定により、つぎのとおり訂正決定等の期間を延長しますので通知します。

申出の内容	
決定延長期間	年 月 日 まで
延長する理由	
備 考	

受付番号

自己情報利用停止申出書

年 月 日

一般財団法人練馬みどりの機構 様

住 所
氏 名
電話番号

一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 33 条第 1 項の規定に基づき、つぎのとおり申し出ます。

申出の区分	利用停止
申出の内容 ※ 申出しようとする個人情報 が特定できるように具体的に記入 してください。	※ 申出者が代理人の場合 本人の住所 本人の氏名 (注)代理人による申出の場合は、代理人本人を証する書類および代理権 を有することを証する書類を提示し、または提出してください。
申出の趣旨・理由	

以下は処理欄ですので、記入しないでください。

本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()					
代理人の確認	<input type="checkbox"/> 代理権を証する書類 <input type="checkbox"/> 代理人本人を証する書類 ()					
決定区分	<input type="checkbox"/> 利用停止の申出					
処理経過	諾否決定	年	月	日	写しの代金	円
	通知発送	年	月	日	郵送料	円
	開示等	年	月	日		

自己情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の利用停止の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 35 条第 1 項の規定により、つぎのとおり利用停止をすることを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に練馬みどりの機構に対して、異議の申出をすることができます。

申出の内容	
利用停止の内容	
備 考	

自己情報利用非停止決定通知書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の利用停止の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 35 条第 1 項の規定により、つぎのとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に練馬みどりの機構に対して、異議の申出をすることができます。

申出の内容	
利用停止をしない理由	
備 考	

決 定 期 間 延 長 通 知 書

(自己情報利用停止申出)

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報の利用停止の申出については、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 35 条第 5 項で準用する同規程第 21 条第 3 項の規定により、つぎのとおり利用停止決定等の期間を延長しますので通知します。

申 出 の 内 容	
決 定 延 長 期 間	年 月 日 まで
延 長 す る 理 由	
備 考	

自己情報異議申出書

年 月 日

一般財団法人練馬みどりの機構 様

住 所

氏 名

電話番号

一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 38 条第 1 項の規定に基づき、つぎのとおり異議を申し出ます。

決定された自己情報の開示等の内容	
異議を求める趣旨および理由	
開示の決定等があったことを知った日	年 月 日

【注意】 1 「異議を求める趣旨」とは、異議申出の結論のことをいう。異議申出の対象としての決定についてどのような決定を求めるかを簡潔に表示する。

（例）異議申出に係る決定の取消しを求める

2 「異議を求める理由」とは、異議を求める趣旨を裏付ける理由のことをいう。異議申出に係る決定が、違法または不当であるとする理由を記載する。事実についての主張と法律上の主張とを整理して記載することが望ましい。

3 「異議を求める趣旨および理由」については、別紙に記載することができる。

異議申出に対する回答書

年 月 日

様

一般財団法人練馬みどりの機構

年 月 日付けで受け付けた自己情報に関する異議申出に対し、一般財団法人練馬みどりの機構個人情報保護規程第 38 条第 3 項の規定により、つぎのとおり決定したので回答します。

異議申出の内容	
決定の内容	
決定の理由	
備 考	